

平成十七年十月十一日提出
質問第一一五号

外務省文書の秘密指定区分に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省文書の秘密指定区分に関する質問主意書

- 一 外務省の文書にはどのような秘密区分があるか。
- 二 極秘の指定とはどのような基準でなされているか。
- 三 秘（無期限）の指定はどのような基準でなされているか。
- 四 期限付きの秘の指定はどのような基準でなされているか。
- 五 取扱注意の指定はどのような基準でなされているか。
- 六 取扱注意の指定がなされた文書といかなる指定もなされていない文書との間にはどのような差異があるか。
- 七 秘密指定の解除をせずに外務省職員が極秘もしくは秘の指定がなされた文書を外部の人に渡す、あるいは提示することは許されるか。
- 八 七が許されなかった場合、当該職員にどのような処分がなされるか。
- 九 取扱注意の指定の解除をせずに外務省職員が取扱注意の指定がなされた文書を外部の人に渡す、あるいは提示することは許されるか。

十九が許されなかった場合、当該職員にどのような処分がなされるか。あるいは処分はなされないか。

十一 極秘、秘、取扱注意の指定もなされていないが、外部に対して公開しない内部文書が外務省に存在するか。

十二 十一の文書があるとした場合、当該文書は情報公開の対象となるか。

右質問する。